

報告第 27 号

丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドラインの策定について

丸亀市立就学前教育・保育施設における医療的ケア児受入れに関するガイドラインを策定したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 3 月 28 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 金 丸 眞 明